

○南アルプス市墓地条例

平成15年4月1日
条例第153号

(設置)

第1条 市民の宗教的感情にかんがみ、かつ、公衆衛生の向上その他市民生活の改善を図るため、墓地を設置する。

(名称及び位置)

第2条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 浅原共同墓地

(2) 位置 南アルプス市浅原字覚頭451番(東)及び448番の1(西)

(定義)

第3条 この条例において「墓地」とは、市が墳墓地を設けるため墓地として設置した区域をいう。

2 この条例において「墳墓地」とは、焼骨を埋蔵し、又は収蔵するため墓地内に区画された靈地をいう。

(利用の許可)

第4条 墳墓地を利用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(利用者の資格)

第5条 墳墓地の利用許可を受けようとする者は、本市に住所を有する者でなければならない。

(公示)

第6条 市長は、墳墓地を新たに設置し、利用に供しようとするときは、当該墳墓地の位置、規格、数、使用料その他の利用条件を公示しなければならない。

(使用料)

第7条 墳墓地の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、市長の定める納期に納入しなければならない。

3 市長は、墓地管理上必要があると認めるときは、第1項の使用料のほか、墳墓地の利用者(以下「利用者」という。)に対し、必要な負担をさせることができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない、ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の範囲)

第9条 墳墓地は、一世帯一区画に限り利用の許可を与えるものとする。

(目的外利用の禁止)

第10条 墳墓地は、焼骨の埋蔵又は収蔵以外の目的に利用することはできない。

(承認必要事項)

第11条 利用者は、墳墓地において次の行為をしようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(1) 樹木を植えようとするとき。

(2) 盛土をしようとするとき。

(利用権の承継等)

第12条 墳墓地の利用権は、相続人に承継するほか、譲渡し、又は転貸することはできない。

(返還)

第13条 利用者は、墳墓地が不要になったときは、直ちに市長に届出をし、その場所を原状に回復し、市長に返還するものとする。

(利用許可の取消し)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、墳墓地の利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用者がその許可を受けた目的以外に利用したとき。

(2) 利用者が墳墓地を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 利用者が法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 利用者は、前項の規定により利用許可を取り消されたときは、直ちにその場所を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

3 利用者が前項の処置を行わなかった場合は、市長においてこれを行い、その費用は、利用者の負担とする。

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すものとする。

(1) 利用者が死亡した日から起算して2年を経過しても、祭しを承継する者がないとき。

(2) 利用者が住所不明となり5年を経過したとき。

(施設の移設等)

第16条 市長は、前2条の規定により利用許可を取り消した場合は、当該墳墓地に設置された墳墓の施設、工作物及び樹木等並びに埋蔵され又は収蔵された焼骨を別に設けた場所へ移設し、又は移葬することが

できる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の若草町墓地条例(平成元年若草町条例第25号)に規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第7条関係)

東

型式		使用料
6型	2.0メートル×3.0メートル	円 210,000
4型	2.0メートル×2.0メートル	150,000